

令和5年度第1回愛西市情報公開・個人情報保護審査会 次第

日時 令和5年7月14日（金）
午後3時から
場所 愛西市役所
南館2階 会議室2-5

1 あいさつ

2 委員紹介

3 議事及び報告事項

(1) 会長の互選について

(2) 会長代理の指名について

(3) 会議録署名者の指名について

(4) 愛西市情報公開・個人情報保護審査会の概要について

(5) 令和4年度下半期公文書公開請求件数等について

(6) 諒問について

4 その他

○愛西市情報公開・個人情報保護審査会の概要について

[概要]

愛西市情報公開・個人情報保護審査会（旧愛西市情報公開審査会）は、市長によって任命された優れた識見を有する者で構成され、情報公開の推進及び個人情報の保護を図るため、市長の附属機関として設置されています。

この審査会は、情報公開制度や個人情報保護制度の円滑な運営に関する事項について審議を行います。

また、公文書公開請求や個人情報開示請求等に対する実施機関（市長や教育委員会等）の決定に対し、住民から審査請求が行われたときに、実施機関の判断が法令等に反していないか、第三者の立場から見て妥当なものであるかについて調査審議を行います。

（1）委員の任期

- ・3年（令和5年4月1日～令和8年3月31日）

（2）審査会

ア 定例的に実施する会議

- ・年2回（5月頃及び1月頃）実施する。
- ・事務局（総務課）から、公文書公開等の実施状況について報告

イ 臨時的に実施する会議

- ・必要に応じて招集し、実施する。
- ・非公開決定等に係る審査請求に対する諮問について調査審議を行う。
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問に対する調査審議を行う。

○公文書公開制度の概要について

[概要]

愛西市情報公開条例第3条に基づき、何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開を求めるすることができます。

公文書公開請求がなされた場合、実施機関は、公開請求に係る公文書を特定し、当該公文書について公開しなければなりません。

請求された公文書に非公開情報が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしたうえで公開する必要があります。

（1）公開請求者

- ・誰でも請求できる。

（2）請求できるもの

- ・当該実施機関が保有する「公文書」

(3) 公文書の公開義務

- ・公開請求のあった公文書は、非公開情報を除き、原則として公開すべきものである。

(4) 非公開情報

- ・条例第5条各号（資料2参照）

○個人情報開示制度の概要について

[概要]

個人情報の保護に関する法律第76条に基づき、何人も、行政機関の長等に対し、行政機関等（実施機関）の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

開示請求できるのは、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。

開示請求がなされた場合、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を特定し、当該個人情報について開示しなければなりません。

請求された保有個人情報に不開示情報が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしたうえで開示する必要があります。

(1) 開示請求者

- ・誰でも請求できる。

(2) 請求できるもの

- ・実施機関が保有する「自己を本人とする保有個人情報」

(3) 保有個人情報の開示義務

- ・公開請求のあった公文書は、非公開情報を除き、原則として公開すべきものである。

(4) 不開示情報

- ・法第78条第1項各号

第1号 法令秘に関する情報

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により、従う義務のある主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

第2号 個人に関する情報

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第3号 法人等に関する情報

- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第4号 公共の安全等に関する情報

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

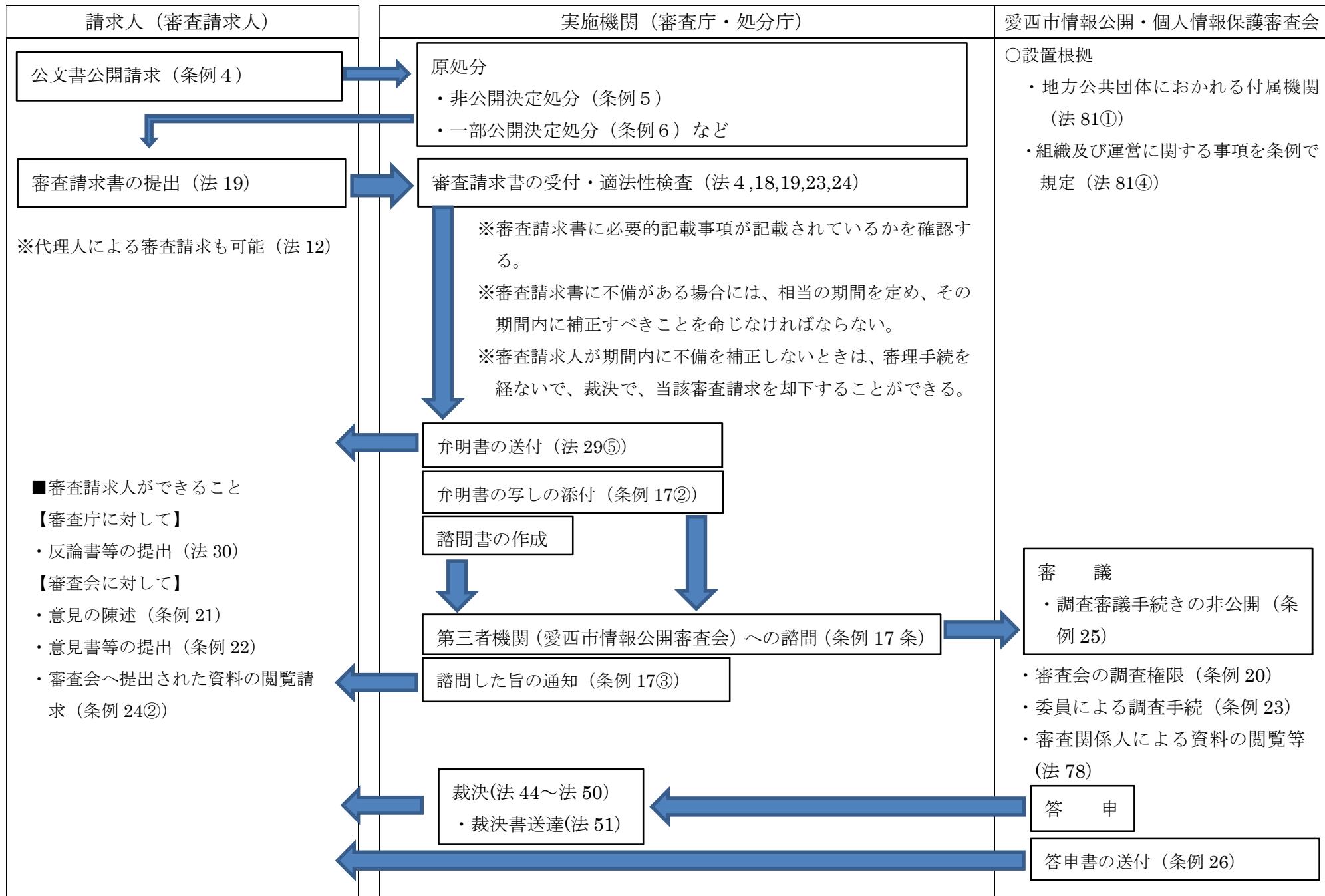
第5号 審議・検討等に関する情報

- (5) 市の機関及び国の機関並びに他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第6号 事務・事業に関する情報

- (6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

審査請求手続の流れ(情報公開・個人情報保護審査会)



※「法」：行政不服審査法 「条例」：愛西市情報公開条例 なお、条例第16条により法第9条の審理員による規定は適用除外。